

広島県告示第三百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県広島市東区二葉の里二丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	土砂災害特別警戒区域
	二葉の里二丁目（九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	土砂災害特別警戒区域
	二葉の里二丁目（九〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法 第九條第二項及び 第十條第一項に於 ける土砂災害防止 対策の推進に關す る法律（平成三十 三年政令第八十四 号）で定めらる事 項	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。